

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は
お休み
の翌日)

目 次

◇ 規 則

鳥取県食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律
施行細則(衛生課)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁
規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則(〃)

◇ 訓 令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を
改正する訓令(広報文書課)

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(職
員厚生課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

一 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法

律(以下「法」という。)及び食鳥処理の事業の規制及び食
鳥検査に関する法律施行規則(以下「省令」という。)の施行
に關し必要な事項を定めるものとする事とした。(第一条関
係)

二 次の申請書及び届出書の様式を定める事とした。(第二条
〜第十一条関係)

1 食鳥処理事業許可申請書

2 構造(設備)変更許可申請書

3 食鳥処理事業許可事項変更届

4 食鳥処理業者地位承継届

5 食鳥処理衛生管理者配置(変更)届

6 食鳥処理場廃止(休止・再開)届

7 食鳥検査申請書

8 確認規程認定(変更認定)申請書

9 確認規程廃止届

10 届出食肉販売業者届

三 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又

は届出書は、正副二通とし、当該申請又は届出に係る施設又は

区域の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならないこ

ととした。(第十一条関係)

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 本庁に関する事項

1 課の名称の変更

労政訓練課の名称を労政・能力開発課に改めることとした。(第六条関係)

2 課の内部組織の変更

(一) 税務課の内部組織として電算管理係を新設することとした。(第六条関係)

(二) 商工指導課の内部組織として企画調整係を新設することとした。(第六条関係)

(三) 労政・能力開発課の内部組織のうち職業訓練係の名称を職業能力開発係に改めることとした。(第六条関係)

(四) 農政課の内部組織のうち企画調整係と地域農政係を統合し、企画調整室を新設することとした。(第六条関係)

(五) 水産課の内部組織を次のとおり変更することとした。(第六条関係)

課	内 部 組 織
水産課	企画係・漁業調整係・漁協経営係・水産振興室・漁場整備係・取締船

(六) 営繕課の内部組織として計画保全係を新設することとした。(第六条関係)

3 課の分掌事務の変更

食鳥処理場及び食鳥処理に関する事務を衛生課及び保健所の分掌事務に追加することとした。(第十条の二、第七十三

条関係)

二 附属機関に関する事項

鳥取県生涯学習審議会が設置されることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第十八条関係)

三 地方機関に関する事項

果樹野菜試験場の名称を園芸試験場に改めるとともに、その内部組織のうち野菜花き研究室を野菜研究室と花き研究室に変更することとした。(第百十五条、第百十七条関係)

四 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日

この規則は、平成三年六月一日から施行することとした。ただし、一の3は公布の日から、二は平成三年七月一日から施行することとした。

六 関連規則の改正

鳥取県会計規則及び鳥取県文書管理規則について所要の改正を行うこととした。

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)

1 法令改正に伴う規定の整備

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち、食鳥処理の事業の許可の取

消し又は事業の停止の命令等に関する事務を部長専決事項とし、食鳥処理の事業の許可等に関する事務を課長専決事項とすることとした。

2 組織改正に伴う規定の整備

労政訓練課の名称の変更に伴う所要の改正をすることとした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正(第二条関係)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち、食鳥処理場等への立入り及び設備等の検査、関係者への質問又は食鳥肉等の収去の実施等に係る事務を保健所長の委任決裁事項とすることとした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2は、平成三年六月一日から施行することとした。

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 次の手数料を新たに徴収することとした。

(一) 食鳥処理事業許可申請手数料 一万八千円

(二) 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料 九千円

(三) 確認規程認定申請手数料 四千四百円

(四) 確認規程変更認定申請手数料 千九百円

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

- 一 財務会計システム開発室を廃止し、その内部組織のうち電算管理係を存置することとした。
- 二 この規則は、平成三年六月一日から施行することとした。
- 三 鳥取県出納局事務決裁規則について一に伴う所要の改正をすることとした。

規 則

鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下「法」という。)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成三年厚生省令第十三号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(食鳥処理事業許可申請書の様式)

第二条 法第四条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

(構造又は設備の変更の許可申請)

第三条 法第六条第一項の規定による許可の申請は、様式第二号による申請書を知事に提出してしなければならない。

(食鳥処理事業の許可事項の変更の届出)

第四条 法第六条第三項の規定による届出は、様式第三号による届出書を知事に提出してしなければならない。

(食鳥処理業者の地位の承継の届)

第五条 法第七条第二項の規定による届出は、様式第四号による届出書を知事に提出してなければならない。

(食鳥処理衛生管理者の配置等の届出)

第六条 法第十二条第四項の規定による届出は、様式第五号による届出書を知事に提出してなければならない。

(食鳥処理場の廃止等の届出)

第七条 法第十四条の規定による届出は、様式第六号による届出書を知事に提出してしなければならない。

(食鳥検査申請書の様式)

第八条 省令第九条第二項に規定する申請書は、様式第七号によるものとする。

(確認規程の認定等の申請)

第九条 法第十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請は、様式第八号による申請書を知事に提出してしなければならない。

(確認規程の廃止の届出)

第十条 法第十六条第八項の規定による届出は、様式第九号による届出書

を知事に提出してしなければならない。

(届出食肉販売業者届出書の様式)

第十一条 省令第十四条に規定する届出書は、様式第十号によるものとする。

(書類の提出部数等)

第十二条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、正副二通とし、当該申請又は届出に係る施設又は区域の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

食鳥処理事業許可申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿

食鳥処理の事業の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ
氏 名

申請書
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

食鳥処理場	名 称			
	所在地			
処理する食鳥の種類及び羽数	種 類		羽 数	
	食鳥処理場の構造及び設備の概要			

添付書類

- 1 食鳥処理場の平面図
- 2 食鳥処理を行うための機械の配置図及び仕様の概要を示す図面
- 3 水道事業等により供給される水以外の水を使用する食鳥処理場にあっては、水質検査の結果を証する書類の写し
- 4 法人にあっては、登記簿の謄本

様式第2号 (第3条関係)

構造(設備)変更許可申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿

食鳥処理場の構造(設備)の変更の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ
氏 名

申請者
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

食鳥処理場	名 称			
	所在地			
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
食鳥処理場の構造又は設備の概要	変 更 前			
	変 更 後			

添付書類 変更後の機械の配置図又は仕様の概要を示す図面

様式第3号 (第4条関係)

食鳥処理事業許可事項変更届

職氏名 殿

食鳥処理事業の許可事項について変更をしたので、食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者

フリガナ
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

食鳥処理場	名称	
	所在地	
許可年月日及び番号	年	月
	日	第
	号	
	変更事項	
	変更前	
変更の内容	変更後	
	変更の理由	
	変更年月日	

添付書類 法人がその名称又は代表者を変更した場合にあっては、登記簿の謄本

様式第4号 (第5条関係)

食鳥処理業者地位承継届

職氏名 殿

食鳥処理業者の地位を相続(合併)により承継したので、食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者

フリガナ
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

食鳥処理場	名称	
	所在地	
許可年月日及び番号	年	月
	日	第
相続	被相続人	住所
	被相続人との続柄	氏名
合併		合併により消滅した法人
	名称	
相続又は合併の年月日	代表者の氏名	住所
		名称
年	月	日

添付書類
1 相続又は合併の事実を証する書面(相続人が二人以上あり、かつ、地位を承継すべきものを選定した場合にあっては、その旨を証する書面も併せて添付すること。)
2 法人にあっては、登記簿の謄本

様式第5号 (第6条関係)

食鳥処理衛生管理者配置 (変更) 届

職 氏 名 殿

食鳥処理衛生管理者を配置 (変更) したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ 氏 名

届出者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

食鳥処理場	名 称	
	所在地	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
食鳥処理衛生管 理者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	資 格	第1号 第2号 第3号 第4号
配置 (変更) 年月日	年 月 日	

備考 資格の欄は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第3項各号のうちの該当号を○で囲むこと。
添付書類 食鳥処理衛生管理者の資格を証する書面

様式第6号 (第7条関係)

食鳥処理場廃止 (休止・再開) 届

職 氏 名 殿

食鳥処理場を廃止 (休止・再開) したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ 氏 名

届出者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

食鳥処理場	名 称	
	所在地	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
廃止 (休止・再開) 年月日	年 月 日	
廃止 (休止・再開) の理由		

様式第7号 (第8条関係)

食 鳥 検 査 申 請 書

職 氏 名 殿

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定による食鳥検査を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ氏名

申請者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

食鳥処理場	名 称	
	所 在 地	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
検査の種類		
とさつ予定年月日	年 月 日	
食 鳥	種類	
	品 種	
	羽 数	
	産 地	

様式第8号 (第9条関係)

確認規程認定 (変更認定) 申請書

職 氏 名 殿

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項 (第2項) の規定による小規模食鳥処理業者に係る確認規程の認定 (変更の認定) を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ氏名

申請者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

収入証紙
はり付け欄

食鳥処理場	名 称	
	所 在 地	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
食鳥処理衛生管理者の氏名		
※ 認定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 変更の理由及び内容		
※ 変更予定年月日	年 月 日	

備考 ※印の欄は、変更の認定の申請の場合に記入すること。
 添付書類 認定の申請の場合にあっては当該認定申請に係る確認規程、
 変更の認定の申請の場合にあっては、当該変更認定申請に係る
 確認規程

様式第9号(第10条関係)

確認規程廃止届

職氏名殿

小規模食鳥処理業者に係る確認規程を廃止するので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

フリガナ

氏名

㊦

届出者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

食鳥処理場	名称	
	所在地	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
廃止の理由		
廃止予定年月日	年 月 日	

様式第10号(第11条関係)

届出食肉販売業者届

職氏名殿

脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

フリガナ

氏名

㊦

届出者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

食鳥とたいの主 な入手先	所在地	
	氏名又は 名称	
食鳥とたいの主 な販売先	所在地	
	氏名又は 名称	

添付書類 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第9号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写し

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「果樹野菜試験場」を「園芸試験場」に改める。

第六条第一項の表総務部の税務課の項中「自動車税係」の下に「電算管理係」を加え、同表商工労働部の商工指導課の項中「総務室」の下に「企画調整係」を加え、同表商工労働部の労政訓練課の項中「労政訓練課」を「労政・能力開発課」に、「職業訓練係」を「職業能力開発係」に改め、同表農林水産部の農政課の項中「企画調整係・地域農政係」を「企画調整室」に改め、同表農林水産部の水産課の項中

企画振興係・漁場整備係・構
・指導係・普及員室・取締船

を

水産課

企画係・漁業調整係・漁協経
産振興室・漁場整備係・取締

水産課

漁政係・
造改善係

船
管係・水

に改め、同表土木部の管轄課の項中「管轄第一係」を「計画

保全係・管轄第一係」に改める。

第九条税務課の項に次の一号を加える。

五 税務事務総合電算処理システムに関すること。

第十条の二衛生課の項第十一号中「屠畜場及び屠畜」を「と畜場及びと畜」に改め、同項中第二十号を第二十一号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。

第十一条商工指導課の項第一号中「商工施策」を「商工労働施策」に改め、同条労政訓練課の項中「労政訓練課」を「労政・能力開発課」に改める。

第十二条農蚕園芸課の項第九号中「果樹野菜試験場」を「園芸試験場」に改める。

第十三条管轄課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 県有建物の管轄計画に関すること。

第十八条の表鳥取県職業能力開発審議会の中「労政訓練課」を「労政・能力開発課」に改め、同表に次のように加える。

鳥取県生涯 学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に 関する法律(平成二年法律第七十一号)第十一条第 二項及び第三項の規定による生涯学習に資するため の施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議 及びこれらに關し必要と認める事項についての教育 委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育委員会 事務局生涯 学習課
----------------	--	-----------------------

第三十四条第二項総務課の項第二号並びに同条第二項自動車税課の項第三号並びに同条第三項総務課の項第二号及び第五号中「調定、」を削る。
第七十三条第二項衛生課の項第十号中「屠畜場及び屠畜」を「と畜場及びと畜」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
第五節第四款の款名を次のように改める。

第四款 園芸試験場

第一百十五条を次のように改める。

(設置)

第一百十五条 園芸試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場	東伯郡大栄町

第一百十六条中「果樹野菜試験場」を「園芸試験場」に改める。

第一百十七条第一項中「果樹野菜試験場」を「園芸試験場」に、「野菜花き研究室」を「野菜研究室、花き研究室」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場西伯分場	境港市

第一百十七条第三項の表を次のように改める。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場河原試験地	八頭郡河原町
鳥取県園芸試験場北条試験地	東伯郡北条町
鳥取県園芸試験場日南試験地	日野郡日南町

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三年六月一日から施行する。ただし、第十条の二及び第七十三条の改正規定は公布の日から、第十八条の改正規定(鳥取県生涯学習審議会に関する部分に限る。)は平成三年七月一日から施行する。

(鳥取県会計規則の一部改正)

2 鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「鳥取県果樹野菜試験場」を「鳥取県園芸試験場」に改める。

別表第一の二中「果樹野菜試験場」を「園芸試験場」に改める。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

3 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「労政訓練課」を「労政・能力開発課」に改める。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄中第二十四号を第二十五号とし、第十三号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令

(二) 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくはは事業の停止の命令

(三) 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令
(四) 第四十条の規定による聴聞の実施

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄中第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可

(二) 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可

(三) 第十六条第一項及び第二項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び変更の認定

(四) 第十六条第八項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定が効力を失う期日の決定

(五) 第三十九条の規定による食鳥検査等を実施する職員の指定

別表第三労政訓練課の項中「労政訓練課」を「労政・能力開発課」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項中第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条第九項の規定による認定小規模食鳥処理業者への技術的指導及び助言の実施

(二) 第三十七条第一項の規定による食鳥処理業者等に対する業務の状況の報告の請求

(三) 第三十八条第一項の規定による食鳥処理場等への立入り及び設備等の検査、関係者への質問又は食鳥肉等の収去の実施

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中労政訓練課の項の改正規定は、平成三年六月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第七十一号の六の次に次の四号を加える。

- 七十一の七 食鳥処理事業許可申請手数料 一万八千円
- 七十一の八 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料 九千円
- 七十一の九 確認規程認定申請手数料 四千四百円
- 七十一の十 確認規程変更認定申請手数料 千九百円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「係等」を「係」に改め、同項の表中「財務会計システム開発室」を「電算管理係」に改め、同条第二項を削る。

第四条（見出しを含む。）中「室及び」を削る。

第五条第一項中「、室」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三年六月一日から施行する。

（鳥取県出納局事務決裁規則の一部改正）

2 鳥取県出納局事務決裁規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「室長及び」を削る。

第九条第一項の表中「室長又は」及び「室長及び」を削る。

別表第三の表会計課の項出納局長専決事項の欄第四号中「室及び」を削り、同欄第五号中「、室及び」を「及び」に改め、「、室長」を削る。

別表第四中「室長及び」を削る。

訓 令

鳥取県訓令第一号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表衛生課の項中第四十七号を第四十八号とし、第三十号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十	食鳥処理の事業の許可 又は食鳥処理場の構造 若しくは設備の変更許可	食鳥処理の事業の規制及び 食鳥検査に関する法律
	可	食鳥処理の事業の規制及び 食鳥検査に関する法律
		食鳥検査に関する法律
		食鳥検査に関する法律
		食鳥検査に関する法律
		食鳥検査に関する法律

別表劳政訓練課の項中「劳政訓練課」を「劳政・能力開発課」に改める。

この訓令は、平成三年五月三十一日から施行する。ただし、別表劳政訓練課の項の改正規定は、平成三年六月一日から施行する。

鳥取県訓令第二号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「果樹野菜試験場」を「園芸試験場」に改める。

附 則

この訓令は、平成三年六月一日から施行する。